

10-368



品川彌二郎  
平田東助 合著

信用組合提要全

發行所 東京博文館



## 緒言

緒

言

(一)

凡物一利あれば一害之に伴ふ世の文明も亦此の常數を脱する能はず人智の漸く發達するや事物の理を察し其の利を收めて其の害を除き之をして益々完備の域に近づかしむるを力む吾人は之を名づけて文明と謂ふ蓋文明は畢竟比較的の改良に外ならざるなり  
我か邦 皇政維新以來國家及社會變遷の跡を顧みる時は亦自ら驚くに堪へたるものあり其の間僅に二十九年の星霜に過ぎずと雖も殆ど之を歐洲各國三世紀間の歴史に比すへし而して此の二十九年間は日本建

設の時代に屬し時に消長ありと雖も氣運の大勢は我が國民をして夙夜其の建設に力めしめ今や柱梁既に成り壁瓦方に備はり更に進みて國運振興の時期に入らんとするに際し端なく日清戦争は吾人を驅りて列國競争の場裡に突進せしめたり吾人の境遇は譬へは猶ほ内海を航する船舶の一時の風潮に乗して遽に外洋に出でたるか如し激浪舷を衝き暴風帆を破り時としては漂流覆没の禍將に測られさらんとす船艀堅牢にして機關完全なるは勿論薪水充實なるに非ざるよりは烏んそ此の艱險を凌ぎて彼岸に到るを望むへけんや然らば吾人は何を以て此の列國競争場裡に立た

んとする乎陸海の軍備を修め退きては疆圉を全ふし進みては國威を伸ふると同時に益々殖産興業を力め以て國力を充實するあらんのみ而して殖産興業の事たる其の種類多く範圍廣しと雖も今日の計先つ其の根本に就きて之を培養するより急なるはなし根本にして培養せされは其の繁榮成熟の効見るへからずして百の奨勵改良も亦唯畫餅に屬せんのみ我か邦に在て社會の根本たり生産の主力たるものに中産以下の小農小商工と爲す然るに此等小生産家は漸く將に資本家の壓する所となり其の營業の維持に苦み産を破り家を失ふ者多からんとす是れ自由經

(四)

緒

言

濟の世に於て當然の結果なりと雖又焉そ之か究困を  
濟ひ且つ國家の爲めに此の危険なる狀勢を豫防する  
所なくして可ならんや余の嘗て局に内務に當るや我  
か生産社會の情勢に觀て信用組合法の一日も闕くへ  
からざるを感し明治二十四年を以て新に法案を草し  
之を帝國議會に提出したり而して議會解散に會し議  
決を見ずして止み尋て予も亦職を辭せり此に於て同  
志と相謀り各地に信用組合を設け其の數既に數十箇  
に超えたり日たる猶淺くして未だ十分の成績を見ず  
と雖も亦頗る産業家に益する所あるを驗せり今や吾  
人は列國競争の場裡に立つに方り國力の充實を計る

に信用組合の最も急務なるを信するを以て聊か平生  
懷抱する所を書し大方の參考に供せんとす

明治二十九年三月

品川彌二郎

緒

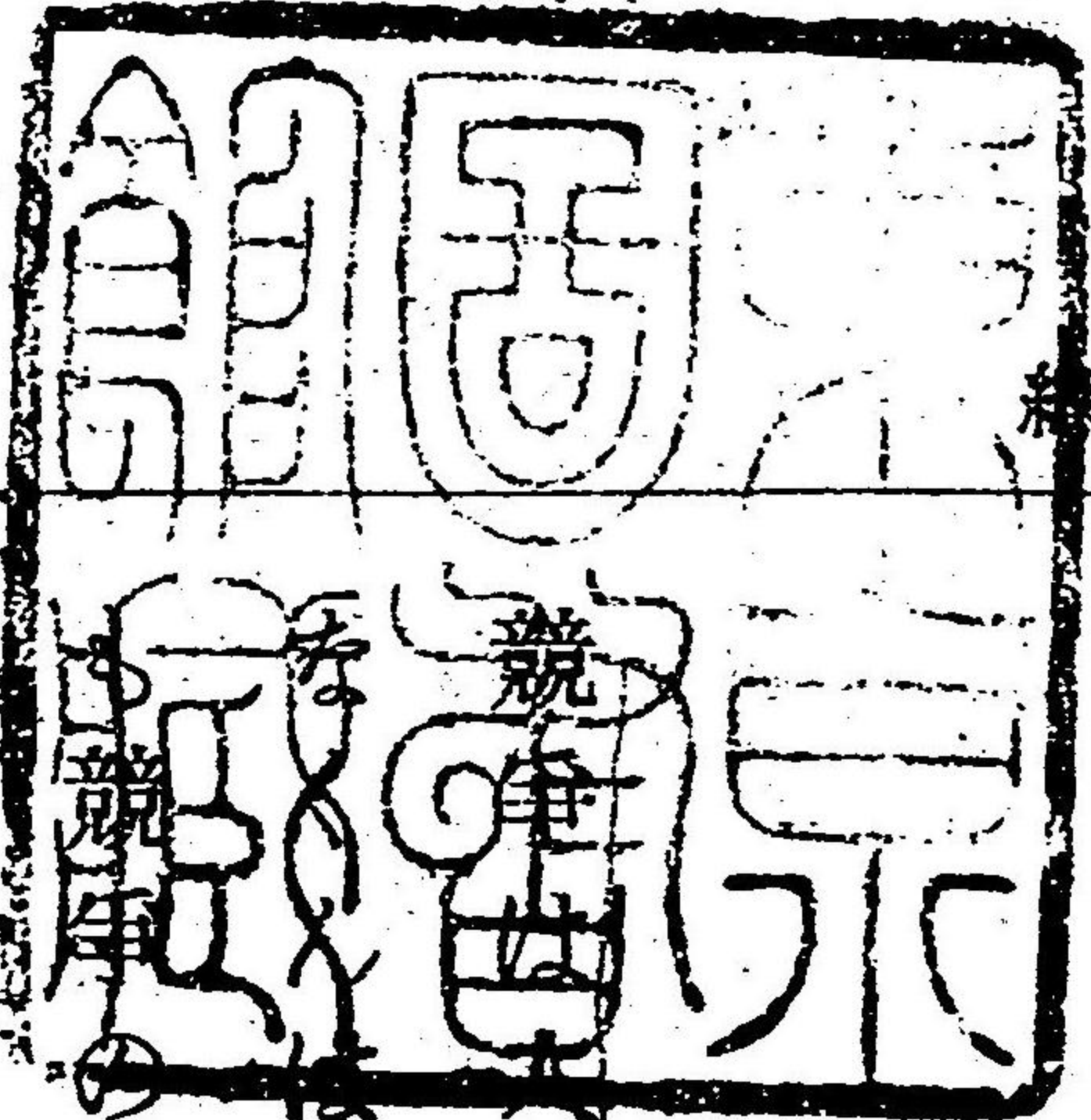
言

(五)

再増補 信用組合提要

品川彌二郎 合著  
平田東助

總論



論

(一)

の天性にして又進歩の原力なり人世にして若し競争  
は蒙昧懶惰更に禽獸と異なるなきに至らんとす然れど  
の極まる所優者益優に劣者益劣にして鬪奪已む時なく  
人道終に滅せんとす故に競争は自由ならざるへからざると同  
時に國家は又法を設けて優者をして獨り其の威を擅にせしめ  
す劣者を保護して其の生を安せしめん事を計らざるへからず  
昔封建の世は士に常職あると與に民亦常業ありて農商工各其

の業を世襲し特に營業の自由移住の區域を制限せられ土地の賣買を禁せられ智あり材ある者も其の力を展はすに處なく其の常業に甘んじ其の分限に安んじて以て身世を終へざるへからず加ふるに全國三百有餘藩は各其の經濟を異にし四境皆關門を置きて出入を査察し故らに他藩との往來を隔絶したるか故に貿易交通の境域甚た狹隘にして各地互に壟大の小經濟界を爲し甚しきは敵國相對峙するの狀あり封建時代に於ける經濟界は此の如く數百年間始終一定の模型に拘束せられ營業の競争全く杜絶せられたるを以て天災地變若くは戰亂の如き不虞の事變あるに非ざるよりは細民の生活先つは安樂無事なりしなり然るに一朝封建制度廢せられて全國の政治統一に歸するや三百有餘の小經濟界は忽ち融解し一國を擧げて自由交通

の一經濟界と爲り營業移住土地の賣買皆其の制限禁止を解かれ農商工の天地忽ち洞開して往くとして自由ならざるなきに至れり此に於て其の當然の結果として營業上の競争を來し資本裕かにして材幹ある者は益其の富を増し資本乏くして世機を知るの能なき者は益其の貧を加へ強は弱を呑み大は小を併せ貧富の懸隔日に益甚しきを見るに至れり是れ全く我か邦の經濟か人爲の羈絆を脱して自然の機能を發するに到りたる結果にして今後農商工業の益發達するに従ひ此の狀態の愈急なるを見るへしと雖も是れ蓋し社會變遷の機に際して數の免かれざる所なり而して條約の改正も今や着々其の目的を達し數年を出てすして内地の開放外人の雜居を見んとす果して其の時に至らば我か經濟界は如何なる現象を呈すへき歟想ふに吾

(四)

信用組合提要

人の生活は其の程度未だ歐米人の如く高からず随ひて我か邦の勞銀は歐米諸國に比して低廉なるを以て内地を開放するも歐米諸國の勞働者か皆至群來して我勞働者の業を奪ふの憂は固より之なかるへしと雖も其の老熟なる商工的手腕と機敏なる射利的奇智とを以て低利の資本と精巧の機械とを齎し來りて諸般の事業を興し以て我か産業者殊に小商工を壓倒するも亦知るへからず縱令新來の外人は我か邦の事情に通せざるを以て遽に獨立して手を下すことなしとするも若し信用ある我か事業家にして外人と共に事業を興さんとする者あらは喜びて其の低利なる資本を投せん果して然らば我か經濟界は此に再ひ一大變動を致し優勝劣敗の競争愈劇烈なるへきは必然の勢なり人或は曰く大事業にして續々興起すれば大に勞働の需

總

論

(五)

要を増し随ひて勞銀自ら昂騰し細民の生計今日に比して安樂なるを得へし然らば其の事業の歐米資産家の獨力に成ると邦人の共力に成るとに論なく我か細民に幸する所大なるへしと其れ然り無資赤貧の細民は依りて以て一時糊口の途に就くを得へしと雖も是れ唯目前の幻影のみ若し夫れ中産以下の産業者の僅少なる資本を運轉して纔に其の生計を營む者に至りては劇烈なる生存競争に堪ふる能はずして大資産者大事業家の併呑する所と爲らん勢此に至らば此等の産業者は轉して勞働者と爲り勞働の數非常に増加して供給は需要に超え忽ち糊口の困難を告げ遂に資産者社會と無資産者社會と互に反目疾視し種々困難なる社會問題益湧して復た救ふへからざるに至るも知るへからざるなり

(四)

信 用 組 合 提 要

人の生活は其の程度未だ歐米人の如く高からず隨ひて我か邦の勞銀は歐米諸國に比して低廉なるを以て内地を開放するも歐米諸國の勞働者か沓至群來して我勞働者の業を奪ふの憂は固より之なかるへしと雖も其の老熟なる商工的手腕と機敏なる射利的奇智とを以て低利の資本と精巧の機械とを齎し來りて諸般の事業を興し以て我か産業者殊に小商工を壓倒するも亦知るへからず縱令新來の外人は我か邦の事情に通せざるを以て遽に獨立して手を下すことなしとするも若し信用ある我か事業家にして外人と共に事業を興さんとする者あらは喜びて其の低利なる資本を投せん果して然らば我か經濟界は此に再ひ一大變動を致し優勝劣敗の競争愈劇烈なるへきは必然の勢なり人或は曰く大事業にして續々興起すれば大に勞働の需

總

論

(五)

要を増し隨ひて勞銀自ら昂騰し細民の生計今日に比して安樂なるを得へし然らば其の事業の歐米資産家の獨力に成ると邦人の共力に成るとに論なく我か細民に幸する所大なるへしと其れ然り無資赤貧の細民は依りて以て一時糊口の途に就くを得へしと雖も是れ唯目前の幻影のみ若し夫れ中産以下の産業者の僅少なる資本を運轉して纔に其の生計を營む者に至りては劇烈なる生存競争に堪ふる能はずして大資産者大事業家の併呑する所と爲らん勢此に至らば此等の産業者は轉して勞働者と爲り勞働の數非常に増加して供給は需要に超え忽ち糊口の困難を告げ遂に資産者社會と無資産者社會と互に反目疾視し種々困難なる社會問題空湧して復た救ふへからざるに至るも知るへからざるなり



我が邦は曩に封建の世に在て土地兼併の弊を防ぎ財産均分の制を執り以て明治維新の際に至りしか故に今日に於ても幸に貧富の懸隔未だ歐洲諸邦の如く甚しきに至らず非常の大富豪者少なければ無資赤貧の窮民も亦少なく獨立して小經濟を立つる小農小商工は國民中十の七八に居る而して此の社會は實に我が國家の基礎を成すものにして一國の安危文野貧富強弱は總て其の發達如何に在るなり然り而して之を既往の歴史に徴し之を將來の大勢に考ふるに此等農商工社會の今後益衰替して大事業者の爲めに蠶食せらるゝ勢あるは既に前段に詳にせり若し此の勢にして底止する所なくは國家の要素漸く泯滅して元氣遂に衰廢するに至るへし然らば國家經濟の基を固くし國民富安の道を立てんと欲せば須らく小農小商工社會の爲

めに將來の危險を豫防し以て其の維持發達を奨めさるへから  
す  
今試に我が農家の所有する田畑に就て其の分配の實況を擧ぐ  
れば

農家毎戸の所有耕地段別歩合平均表		田畑の所有高に因る農家戸數區別	
種別	平均	種別	平均
自作	一四七	十町歩以上	二四、五五
自作兼小作	二九四	十町歩以下二町歩以上	三七、三六
小作	五九	二町歩以下	二四、九八
自作兼小作		合計	六二、五一
小作		平均	九八
農小		自作、自作兼小作及小作農の戸數表	
農			

種 別	田		畑		合
	區	畫筆	區	畫筆	
合 計	一段以上	五,〇七,九七九	一段以上	一,四〇,二二五	六,四八,二〇四
	五畝以上	七,四四,四九五	一段以上	三,六四,〇六六	一一,〇八,五六一
平 均	一段以上	二〇四,三三九	一段以上	五,四〇九	二〇九,七四八
	五畝以上	二九,一八〇	一段以上	一四,一三三	四三,三一三
均	一段以下	一五,三三,五九九	一段以下	一六,二〇,四九九	三一,五四,〇九八
	五畝以下	六九,三三三	一段以下	六四,四三〇	一三四,七六三

以上の表は東京、京都、大坂、神奈川、兵庫、新潟、埼玉、群馬、茨城、三重、静岡、山梨、滋賀、岐阜、長野、宮城、青森、山形、秋田、福井、石川、鳥取、岡山、廣島、福岡、大分、宮崎の三府二十四縣の統計に依る。但本統計は農商務省編纂の農事調査法に依りたるものにて、今日既に六七年を経過し居れば、無論其間に多少の異動を免れず、雖他に依るべきものなきを以て、暫く該調査表に依るものを知るべし。

右統計に依り三府二十四縣の農民中一町五段以上の田畑を所有するものは一割四分七厘一町五反以下八反以上を所有するものは二割九分四厘に過ぎず其の他は皆八反以下を所有する小農なるを知るべし而して商工社會に在ては未だ統計の徴すべきものあらざるを以て其の情況を知る能はずと雖顧ふに相當の資本を有する大舗又は製造所は十の一に足らず他は皆小商工に止まるべく其の差却て農より甚きものあらんか夫れ然り然らば如何にして以て其の維持發達を奨むべき乎彼の一時民間に勢力を肆にしたる地租輕減論の如きは果して地方小農の困弊を救ふに足る乎將た今回政府の發布したる勸業銀行及農工銀行兩法の如きは果して小農小商工社會を助け其將來劇烈なる競争場裡に立ち其の獨立を保ち其の産業を進め

しむるに足る乎願ふに地租輕減論は國家の財政上到底行ふへからざるのみならず適獨り大地主を益するに止まるべきなり夫の勸業銀行及農工銀行に至りては農工業の發達に非常の裨益を與ふるや疑なしと雖も同法の規定する所を見るに無抵當にて資本を借らんとせば二十人以上の連帶責任を要す故に抵當に充つべき充分の資産なき者は先づ二十人以上共同連結するにあらされは資本を借入るゝ事を得ず而して二十人以上の共同連結は各營業者の資本を得んとする場合に在て到底爲し得べきことに非らざるなり然らば則ち今日小農小商工社會を助けて將來の危險を豫防し其の維持發達を奨むるに果して如何の道ある歟我か輩の所信を以てすれば對人信用の機關を設けて無資産者と雖も容易に資本を利用するを得せしめ以て其

の生産力を培養せしむるの外道なきなり對人信用の機關とは何ぞ信用組合是れなり

### 信用組合組織の大要

信用組合は組合員の爲めに貯金の預所となり又營業上に要する資本の貸付所となるを以て其の目的となす

何人にてても滿二十歳以上の男女にして一家若くは一身を立つる能力ある者は組合の承諾を得て組合員となることを得へし然れども信用組合は相互の信用を以て志を同うし財産を共にするものなれば組合員中一人にてても不信用なる者ある時は組合全躰の感情を害ひ獨り各員相信し相和して共同の利益を擧ぐるか如きこと能はざるのみならず終には紛議爭論を起して

爲めに組合解散の不幸を來す事なきを保せず然れば可成規約を嚴重にし専ら確實なる人のみを撰ひて組合員となすことを要す而して組合員は一定の區域内例へは一町村又は數町村の内に住居する者に限るか然らざれば各員互に相知る者に限るか要するに地理上又は社交上に於て親近の關係を有する者に限らざるへからず何となれば組合員は互に平素の勤惰又は財産の關係等悉く熟知して十分信用を置くを必要とし且つ組合にて資本を各員に貸付するは對人信用に因るを以て亦各員居常の行爲及び經濟上の能力を知らざるへからざるの必要あればなり組合員の數少きに失するときは組合の利益少くして其の發達遲緩に流るれども亦多きに過るときは營業上危險に陥いるの恐あれば先づ一組合の員數五十人以上三百人以下位を

程度とすへし

組合は永續を保全する固有財産及び非常損失を償却する資本として準備金を積蓄せざるへからず其積蓄の法は一は新組合員より加入金として若干(例へは十錢二十錢等)を拂はしめ準備金の基本として積立て一は毎期に營業純益金より五分若くは一割を繰入れ少くとも資本金額(組合員持分の總高)の十分の一に及ぶまで之を積立つるものとす

組合員は組合の營業資本を作るか爲め各一定の持分を拂込まざるへからず持分とは株式會社にて謂ふ所の株金の如きものにして二十圓なり三十圓なり其他何十圓にても豫め其の將來所有すべき一口の持高を定め毎月十錢なり二十錢なり幾何にても各自の分限に應じて満額に達するまで拂込むものにして

(若し計算の都合に依り拂込金に剩餘あれば其の組合員の貯金として取扱ふへし)持分には拂込現金高に應じて毎期營業の利益を配當す但し最初は持分の拂込み大凡半額以上に達するまで直に之を各員の手元に分與せしめて其の持分に加へて該期の拂込額に繰込み可成速に組合の資本を増加し且つ組合員の貯蓄を奨励するを要す

組合員の持分拂込額のみにて營業資本に不足を感じる場合に於ては組合の信用に頼り他より資本を借入るゝことあり今我が邦に於て信用組合を設立するに當りては各地經濟の狀況に依り一概には言ふへからされども急に營業資本を集め最初より活潑の働を爲さんよりは先づ貯金預所たるの功用に重きを置き漸次運轉に習熟し基礎を固め然る後力を展はすを安全と

すへし然れども若し其の組合區域中篤志者ありて組合の資本と爲るべき金を預入れんとするときは宜しく之を長期の預金として流通資本に供すへし斯の如くなれば初より安全なる資本を得て組合員に貸付するの便利を得べきなり

既に組合を設立する以上は之か事務を取扱ふ機關なかるへからず機關とは組合員の總會組合役員是なり

總會 總會は凡て組合の重大なる事件を評議決定し組合長以下の諸役員を選任す元來信用組合は彼の會社と異にして組合員をして自ら其の利害に任せしむる自助自治の趣旨に出でたるものなれば成るべく屢總會を催ふし互に信用を厚うし圓滑に事を處するの風に慣れしめ且つ常に組合の營業を視ること自家の經濟の如くならしむるを專要とす若し然らずして組合

長以下の役員に於て専ら其の事に當り組合員をして與り知らしむるの機會を與ふること少きときは組合員の感情自然に冷淡に流れ役員に向ひ猜疑を懷き紛争の餘終に組合を解散するか如き不幸を見ることあり

組合役員の種類及員數は必ず一定するを要せずと雖も凡左の如く定むるを適當とす

組合長 組合長は總會の決議を執行し外に向ひては組合を代表し内に在りては組合の營業事務を指揮す

監査役 監査役は組合の重要事件にして總會の決議を要せざるものに付組合長と協議して之を處理するの外凡て組合の事務を監督す

組合長は固より一名たるべく監査役は一名乃至三名を置くを

例とす

組合長及監査役は成るべく名望信用ある者を選びて之に任ずること勿論にして其の任期は三年位を適當とす

會計役 會計役は金錢の出納帳簿の記入勘定を掌り金庫を保管す但し人員少き組合に在りては組合長之を兼ねるも可なり

此の他事務の繁簡に因り書記若干名を置き組合長之を任用す

組合長並に監査役は組合事務の繁簡に因りて一概に論ずるを得ざるも日々組合に出席するを要せざるべく時々來りて指揮監督し通常の事務は會計役及び書記に委ねて不都合なかるべし故に組合長及監査役は榮譽職として若干の報酬を與へ別段俸給を給せず會計役及び書記にのみ俸給を與へて可なり

信用組合は組合員の爲め資本流通の脈管たる目的を以て成立

するものなるか故に其の營業事務は組合員に餘裕の金錢あるとき之を貯金として預り又は組合員か營業資本の缺乏するとき其の程度を測りて之を貸付するに在り而して組合か組合員に資本を貸付するには時としては動産不動産を抵當に取ることあれども重もに對人信用を以てするものとす是れ組合員は重もに中産以下の人民にして抵當となすへき財産を有せざる者多く且つ其の要する所の資本も恒に少額なれば對人信用を以て貸付するを適當とすればなり尤も抵當を以て貸付するは其の人に對する一片の信用に藉るよりは安全なるに相違なしと雖も抵當貸は必ずしも常に安全ならず信用貸亦必ずしも常に危険ならず土地家屋船舶等の抵當物は縱令登記を経ると雖も時に天災地變あるをまぬかれず又其の時價の如きは高低其

の常なきものたり信用貸は抵當なしと雖も其の人にして果して精勤力行且つ信義に厚くは何そ必しも危険ならん故に其人にして信用を置くに足らば抵當なしと雖も安全なるへく其人にして信用を置くに足らされはたとひ抵當ありと雖も亦危険を免れず之を獨逸國信用組合の例に照すに世界商業に大恐慌のありし一千八百七十二年より同七十七年に至るの間獨逸に於て諸會社銀行の倒産するもの甚た多かりしに信用組合の損失は言ふに足らざるものあり其の中損失の最も多額なりし年は七十七年にして九百二十九個の組合を通して貸付金高九百七十六分の一に過ぎすと云ふ又我か邦に行はるハ報徳社の貸付金の如きも其の金高は甚た多額ならずと雖も其の損失に歸したる金額は僅少なりと云ふ此に由りて之を觀れば信用貸の

危険ならすして安全確實なるや明かなり然れども勤勉節儉等凡て人身に存する信用は時ありて變動するものなれば其の資金を貸付するに當りては必ず二人以上の保證人を立てしむるを要す保證人は借主の返済義務を保證するのみならず借主に於て果して其の貸付金を營業上に使用するや否やを監督するの便宜ともなるものなり既に前にも云へるか如く信用組合は組合員をして容易に低利の營業資本を得せしむるを以て其の第一要旨となすか故に萬一借主たる組合員にして其の貸付金を他に消費濫用し去るか如きことありては獨り組合の目的に反し且つ損失を來すの恐れあるのみならず亦借主たる組合員も終に破産の不幸を免るゝ能はず是れ特に保證人の監督を必要とする所以なり

組合員に資本を貸付するに或は正金を以てすることあり或は約束手形を以てすることあり或は債券を以てすることあり獨逸國の如き組合の大に發達したるものに在りては恰も銀行の取引の如く帳簿信用取引をも行ふとあり要するに貸付の方法は各地の事情に因りて相異なるものなれども組合の信用發達して正金の貸付を省くとを得は組合の利益たるや論を殊たす組合の營業上收め得たる純益は先づ其一部分例へは百分の五を分割して準備金の積立に充て殘額は之を組合員持分拂込額に應じて配當す獨逸國にては總會の決議に依り純益の一部を公共の用途例へは自治區の窮民救助費、教育費、書籍館設立費及び其の保存費等に寄付するの例あり

以上は信用組合組織の大略を示したるに過ぎず詳細は後に附



記する信用組合定款の模範に就きて見るべし

### ○ 信用組合の効益

上に陳したる組織に因りて信用組合を設立するときには如何なる利益あるや請ふ之を左に開列せん

第一には中産以下の經濟社會に信用を發達せしめ低利の資本を容易に利用せしむるの利益あり我か邦に於ては從來既に多くの銀行ありて資本を流通し信用を利用するの機關を具備したり然れども此の機關より生ずる利益は國民の一小部に過ぎざる大資産者の專占に屬し中産以下の人民に至りては毫も其の餘澤に霑ふことを得ず信用組合は之に反して中産以下の人民か専ら其の利害休戚を同うせる同業者間の資本融通機關と

して設立するものなるか故に中産以下の人民は頼りて以て從來大資産者か銀行より得たるか如き利益を受るに至らん現今各地方貸金の利子は通して平均一割より一割二三分位に當る此れ決して低しと謂ふへからず若し中産以下の人民にして小資本を借入るときは此より一層高く確實なる抵當を差入るるも猶ほ一割五分乃至二割を下らざるを通例とす故に小民の日夜汲々として得たる所の収益は多く資本の利子に拂ひ餘す所は殆ど一家の生活費を償ふに足らざるの有様なり況んや彼の高利貸なる者制規外の高利を貪り毒を小民に流すもの淺少ならざるに於ておや然らば信用組合の如き低利の資本を貸付する機關ありて從來の金貸業者に代り營業資本の供給に任ずるあらば小農小商工の幸福たる果して如何をや蓋し信用組合

に在りて組合員は一身にして債主と負債主との地位を兼ねるか故に組合の營業上利害の相一致するものあれば組合に於ては敢て資本運轉の間に多額の利潤を射るの必要を見ず畢竟低利の資本を供給するを目的とするに外ならずして其の利潤は組合員の持分及貯金の利子並に組合外より預りたる資本の利子及ひ諸雜費を償ふに足れば可なり例へば現時我が邦の貯金利子を假に年五分と見積り之を轉貸するに當り七分の利子を收むるものとせば差引二分の利益となるべく二分の利益は組合の負債及ひ諸雜費を償ひて餘りあるへし若し組合漸く發達して約束手形や債券の類を利用して正金の使用を略するを得は其の収益更に増加し隨ひて尙ほ利率を低下すること敢て難からざるへし是れ彼の資本家と借主との間に立ちて利益を射

るを專業とする銀行業者の類には到底望むへからざる所なり今回政府の計畫せる日本勸業銀行及ひ農工銀行の設立を見るの日に至らば各地の金利一體に低下するには相違なきも其の資本貸付の方法は主として抵當貸なるを以て細農貧工に至りては其の資本を借らんとせば先づ信用組合の如きものを設け少くも二十人以上相連合するを要す是れ細農貧工は抵當を差出すの資産なければ到底對人信用に由らざるへからず對人信用に由るときは信用組合の如き機關の設けなき間は斯の如く聯帶借資の法に由るの外途あらされはなり然れば農工銀行設立の曉中産以下の人民に信用を利用して低利の資本を得せしむべき途を開き以て其の生産力を振作増進せんには信用組合の普及を奨励するより善きはなし

第二には人民に節儉貯蓄の美風を起さしむるの利益あり我か邦は前に陳へたるか如く古來久しく土地兼併の弊を防ぎ財産均分の制を執りたるを以て營業上に競争及び變動を受くること甚た罕にして生計一體に安樂なるを得隨ひて蓄財の念薄く唯父祖の家業を維持するを以て満足したるの風習あり然れども今日自由の經濟界に立ち苟も一身一家の富安を保ち窮乏凍餒の憂を免れんと欲せば其の生産に依りて得る所の收得は其の消費する所に比して恒に幾分の餘裕を存し之を貯蓄して漸く生産資本を増すことを圖らざるへからず何となれば世の文明に進むに従ひ需要は益其の量を増進し貨物は愈其の價を騰貴するのみならず機械は改良せざるへからず肥料種子は撰擇せざるへからず且つ不時の災厄は人世の免れざる所なるのみ

ならず又不幸にして資本を損失するとなしとせされは平生之か豫備をもなさざるへからず凡そ此等の事は一個人の經濟に於て絶えず新に資本の増殖を要するものなればなり然るに信用組合は金員の多少を問はず貯金を預り之に利子を付するものなるか故に組合員の貯金するは唯其の利子を得るの利益に止まらず亦組合より資本を借入るゝに際し信用を増すの利益あり又組合員は貯金預け主たると同時に其の預り主たるを以て貯金の額益多ければ組合の運轉資本を増し此より生ずる組合の収益は各員亦持分の利益配當として之を受ることを得且つ組合は組合員自身の經理する所にして又住居の地を距ること遠からされは貯金を預くるにも便宜少からざるへし此等の利益と便宜とは大に組合員の貯蓄心を獎勵する原因とならん

此の如くにして我が國民は貯蓄勤儉の精神に富み年々収益の幾分を節して之を積蓄するの美風を生ずるに至ては一般經濟上の變動に會するも遽に周章狼狽し痛苦を忍びて生活の程度を低うするにも及はず又一家凍餒妻子離散の不幸を免れ従ひて之れか爲めに俄然購買力を減し全國の商工業に衰退を來すか如きことなかるべし

第三には人の徳義心を涵養するの利益あり夫れ一身一家の安樂を保ち一地方一國の幸福を保たんと欲せば須らく徳義の涵養を勉めざるべからず家庭の教訓、學校の教育、宗教の訓戒、法律行政の賞罰等は皆是れ世道人心を維持するの道なりと雖も未だ以て徳義の心性を維持せしむるに足らず其善く邪慾の強敵を制し而して之をして徳義の心府を犯すを得さらしむるもの

は經濟の改良に如くものなきなり故に古人も衣食足りて榮辱を知り倉廩満ちて禮節を知ると曰はずや父母寒て衣なく妻子餓て食なくは之に責むるに徳義を以てするも豈に得へけんや彼の静岡縣下は盛に茶を出す地方なり毎年五月、六月、七月の候に於ては刑事上の犯罪は勿論其の他訴訟の如きも著しく其數を減するを常とす若し人安全に其の職業に就くとを得て善く饑寒を免ることを得は安そ復た好んで惡を爲す者あらんや

第四には自助自治の精神を養成するの利益あり願ふに中産以下の人民か自由競争の經濟界に處し既に其の獨立を全ふして産業を維持し又進みて其の經濟を改良せんには低利の資本を利用するを得へき金融機關の設なかるべからざるは勿論なり然れども其の機關にして國家町村又は一個資産家等の恩惠に

成るものなるときは其の結果唯資本利用の目的を達せざるのみならず反て小農小商工の依頼心を誘起し終に之をして勤儉奮勵の氣力を銷磨し復た優勝劣敗の激烈なる競争場裏に立ち大資産家と並馳角逐すると能はざらしむるに至るへし今信用組合は然らず中産以下の人民相結合し毫も他の恩恵に頼らず全く其の自力を以て之を設立し共同の金融機關として自ら營業し經理するものなれば自助自治の精神は期せずして其の中に養成せられ將來自由競争の激流中に立つも大資産家に壓倒せらるゝの憂なきなり且此の如くにして多數人民は由りて以て經濟上の自助能力を發達し經濟上の事務に習熟するときは其の町村に於ける自治の行政機關も亦自然に圓滑の運轉を爲すことを得て地方自治政の基礎愈鞏固なるに至るべし今日中

産以下の人民を鼓舞して自助自治の精神を啓誘するは經濟上に於ても將た行政上に於ても最も緊要にして信用組合は即ち此の目的を達するに於て最も適當の方法なり

以上は専ら信用組合の設立に因て直接に生ずる利益の顯著なるものを掲けたるのみ若し其の間接の利益に至りては貧富懸隔の弊を抑制して富者をして貧者を凌壓せしめず貧者をして富者を媚疾せしめず例へば小作人の地主に對する示威運動工業役夫の製造主に對する同盟罷工等の如き悪弊に關しては救濟の効特に大なるへし夫れ世の文明に進むに従ひ需要の數量益増加して物價愈昂騰するは自然の勢にして多數の窮民は終に生計を保つこと能はず惶惑の餘去りて社會黨と爲り虚無黨と爲るに至る今や此の種の黨民は滔々として歐洲の天地に漫

延し社會を攪亂し國家を脅嚇するも政府は手を拱して爲す所を知らざらんとす殷鑑遠からず宜しく天の未だ陰雨せざるに牖戸を綯繆せざるへからざるなり

### 信用組合の責任

前に陳へたる如く信用組合は財産の結合體たる株式會社の類と異にして資産に乏しき人民が相集まりて組織する所の組合なるか故に持分拂込の制ありと雖も組合員自家の經濟上節約して剩し得たる零細の金額を漸次に拂込むものなれば設立の當初には運轉資本に乏しきこと固より當然なり然れば一時世間より資本を募集するの必要あるへし然れども組合には世の信用を得るに足るべき財産なければ組合員總體の責任を以て

するに非されは其の募集に應ずる者なかるへし是に於て組合の組織を無限連帶責任と爲すの必要を生ず即ち歐洲諸國の信用組合の如き概ね此の法を採る所以なり  
有限責任の組合に在りては各員の漸次拂込む持分の如き又加入金の如き組合の財産には相違なきも此のみにては充分なる資本を爲すに足らずして内は各員の需要を満足せしむることを得ず外は抵償とすべき財産に限りあるか故に充分の信用を收むることを得ず故に組合の營業を盛んにして大に其の効果を著はさんには到底無限連帶責任の組織に依るの外なかるへく無限連帶責任は實に信用組合本來の性質たり然れども我が邦中産以下の人民は未だ共同の事業に慣れず事務の經理に熟せざるを以て今日直に無限連帶責任の組織に依りて組合を設

立するは甚危険にして且稍資産ありて營業資本の欠乏を感せざる者は之に加入するを避るの恐あり若し此の如くにして一朝經理の方法を過まり事業失敗に歸するか如きことあらは今日既に罷弊に傾ける小農小商工は忽ち其の家産を破りて無告の窮民と爲り終に救治の策なきに至るも知るへからず故に創設の際は姑く有限責任の組合と爲し資本の貸付よりも先づ貯蓄の獎勵を務め組合員の共同事業に慣れ事務の經理に熟するを待ちて然る後徐々に無限連帶責任の組織に遷り營業の擴張を圖るを可とす

### 信用組合の外自助自治の精神に基く諸種の組合

信用組合の中産以下生産者に在りて必要なる理由は既に上に

詳説せるか如し其の他尙ほ信用組合と組織を同ふして事業の方針を異にする所の數種の組合あり即ち原料若くは肥料類買入組合、共同販賣組合、器械共同使用組合の類にして之を設置せしは中産以下生産者に便益を與ふること頗る大なるものあるべし

(二) 原料若くは肥料買入組合 原料買入組合は手工業者か其の加工せんとする未製品即原料を共同して買入れんか爲めに組織し肥料買入組合は農業者か作物の肥料を共同して買入れんか爲めに組織する組合なり蓋し小農小工か一已獨立して肥料若くは原料を購入するときは多額の資本を以て一時に多量を購入する者に比すれば品質同じきも代價高く且自然品質の劣等なる物を買入るゝを常とす故に若し多衆相共同して組合

を組織するときには廉價を以て精品を購入することを得べく且組合に於ても時に幾分の利益を見ることあるへし又其組織及營業に至りては極めて單簡にして組合は現金若くは信用を以て一手に多量の物品を購入し一定の口錢(五歩乃至一割)を利して之を組合員に賣與し其の口錢は一は事務費に充て一は準備金として積立て尙剩餘あるときは純益として每期組合員に對し其の購收したる數量に應じて配當するものとす其の營業資本は信用組合の如く一部は各員の持分より成り一部は他より借入れたる資本より成る其の他總て信用組合の組織に同じ

(二) 共同販賣組合 此の組合は各員か生産の商品を陳列販賣せんか爲め共同販賣所を設立維持する目的を以て組織する者にして近く之を例せば多數の商人相聚まり近來我が邦に行は

る、勸工場の類を設立維持するか如き組合是なり抑我が邦の勸工場なるものは概ね別に資本家ありて之を商人に賃貸して利益を收めんか爲めに設立するものなれば其の店賃は不廉の傾きありて各商人は隨ひて商品の價格を昇せざるを得ざるを以て商賣上不利を免れず故に今商人にして組合を結ひ共同して勸工場を設立するときには其の店賃を減下することを得て商品も之に準じて廉價を以て販賣することを得へし果して然るときは商賣上他の競争の爲めに凌壓せらるることなく益顧客を増し繁榮を致すことを得へきなり組合の組織に至りては略原料買入組合と同じく各員の持分と借入金とを以て販賣所設立の資本に供し各員の支拂ふ店賃は一は事務費建物修繕費及借入金償却の用途に充て一は準備金として積立て其の剩餘即



純益金は組合員に配當する者とす

(三) 器械共同使用組合 此の組合は手工業者若くは農業者の組織するものにして其の事業は恰も原料買入組合又は肥料買入組合の如く組合に於て各員の産業上に要する器具機械を買入れ之を賃貸するに在り小農貧工の如き自力にて調達し能はざる高價精巧の器械と雖も容易に利用することを得て産業上至大の便益を受くへし而して此の組合は原料買入若くは肥料買入の事業を兼ねるも亦妙なるへし

要するに以上三種の組合は中産以下資本に乏しき農商工の産業費を節減し之をして大資本家に對する競争力を増さしむるものにして之を我か邦小農小商工の現状に照すに信用組合と與に最も有益の組合なり又其の組織は信用組合と大同小異に

して而も事業の經理に至りては此より一層簡易なり故に予輩は今後信用組合の發達と與に此の種の組合の續々設立せられんことを希望す

### 歐洲信用組合の起源情況

千七百年代の末に方り歐洲諸國專制政治の其の極運に達するや自由の潮流滔々として歐洲全土に泛濫し勢江河を決するか如く之に觸るものは破れ之に逆ふものは摧けさるなく殊に佛國の如きは恰も暴流の中心に當り舊來の制度文物を擧げて細大となく其の漂没する所となれり延いて現世紀の上半に及て其の勢少しも衰へざるのみならず歐洲大陸諸國の此の時に至るまで全力を擧げて抗抵したる中古以來の制度は社會上と政

治上とを問はず漸くに蕩盡せられて殆ど遺す所なし殊に千八百四十年代に起りたる技術上及交通上の革新は嘗に法律上習慣上及び道徳上の秩序組織を一變せるのみならず最も急激迅疾なる勢を以て經濟上の舊制古式を擊破して新方式新組織に推遷せしめたり凡そ歐洲諸國の此の未曾有の變革に因て被りたる利害如何に至ては未だ遽に斷定すべからざるものありと雖とも蓋し之か爲めに富源を發起し國力を増進したること勝て數ふべからず

然れども此の革新の結果に成れる經濟上の利益は畢竟殆ど上等社會の專有に屬し都會工業家の獨占する所となり財産に乏しく且つ新教育を受け新智識を得ること能はざる中等以下の人民及び事物に對して常に保守的なる農業家の如きに至ては

概ね其の惠を分つを得ず尙ほ依然として舊方式舊組織を墨守するのみ故を以て豪商巨工は日に進化發達する經濟上の新方式新組織を利用して益利を致し富を累ぬるに隨ひ中産以下の人民は農たり商たり工たり力役者たるを問はず之と競争して營利の區域を擴張する能はざるのみならず愈縮蹙困難の境遇に陥りたり然り而して此の如き經濟上の激變は亦直に延いて社會上及政治上に波及し終に歐洲に於て不治の病毒を醸生するに至りたり

豪産者の益營利區域を擴張するに隨て中産以下人民の益其の區域を縮蹙せらるゝや愈貧富懸隔土地兼併の弊を長し遂に多數の貧民は國家に對して救助を仰ぎ或は私人に向て惠恤を求めざるべからざるに至り自治自助の精神は是に於てか全く壞

敗消滅し甚しきは財産平等論者所謂社會黨共產黨の乗すべき  
罅隙となり訴ふべき辭柄となり社會の秩序之か爲めに紊亂し  
地方自治の制度先づ衰へて中央政府の基礎も亦漸く鞏固を失  
ふに至らんとせり

歐洲に於ては中古以來工業團躰の制あり營業者をして各其の  
團躰に屬し其の指揮監督に遵はしめ以て工業社會の秩序を保  
持したり然るに此の封建制度の習慣に成れる專制的團躰は漸  
く朽敗し且つ自由交通の原則に基きて成立したる新經濟界に  
在りて復た維持すへからざるに方り恰も「アダムスミス」の經濟  
說及び佛國革命論の歐洲諸國の輿論を震動するに會し彼の團  
躰を以て工業者の自由を檢束し平等を傷害するものとなし之  
を排斥して自由營業法自由移住法を施行するに至らしめたり

而して自由平等の說は獨り工業上の團躰を破壊したるに止ま  
らず亦農商及び漁業の團躰を壊滅して殆ど其の餘類なきに至  
り殊に地主權の下に苛遇を受けたる細民の如きは農業法律の  
改正に由りて全く往時の羈束を脱することを得たり是れ實に  
歐洲諸國の佛國大革命以來千八百六十年代に至るまで殆んど  
一直線に進行し來りたる所の政跡なりとす夫れ既に國家の經  
濟界を統一し進て世界萬國の交通を開くに及ては封建制度の  
下に發達したる專制的團躰及び諸般制限の廢除せざるへから  
ざるや言ふを待たずと雖も之を廢除すると同時に自由交通の  
經濟界に適すべき新團躰新秩序を組織せざるへからざるは理  
の最も親易きものなり然るに佛國の革命論及「スミス」の經濟說  
より生したる實際の結果は唯舊制破壊の一方に偏し構成的政

略及び平等自由(比較的)を實際上に保持するの方策に至ては殆んど之を顧みず是を以て有害なる競争は日に猖獗にして經濟上の德義漸々消耗し一たひ工業團躰及地主權を離脱せし所の小民の多數は經濟上更に其の適從する所を知らず寧ろ再ひ專制的の團躰に隷屬し酷薄なる地主權の下に生活せんとを希望するに至れり是に於てか反動守舊の説俄然勢力を得て實際上の經濟政略も亦た大に反動の傾向を呈せんとしたり此の際時勢を達觀するの士は一方に於ては反動説を排斥し他の一方に於ては自由交通の原則に適應すへき新團躰及ひ新秩序を組織するを以て最大急務としたり

既に千八百四十年代に在て社會の安寧を憂慮する識見者は率先して中産以下の人民を獎勵誘掖し自ら資本を棄捐し若くは

無利子貸附を約して前貸組合を組織し細民の貯蓄心を奮興し其金融を緩和せんことを圖りたり是れ一は資産社會に在て直接には自治制度に關する經費の負擔増加すると同時に救貧惠恤の費用日に増加するを憂ひ間接には社會黨破壞黨の隱然勢力を加ふるを恐れ寧ろ多小の資本を投與し利子を棄捐するも中産以下の人民を鼓舞して組合を起し自治自助の精神を發起し自治の經費を分擔せしめ救貧の費用を輕減し經濟上政治上政府に豪富を依頼するの念慮を斷絶せしむるの優れるに若かすと爲すに出でたるなり當時急激なる革命論の歐洲全土を席卷し國家及社會の秩序を蹂躪せんとするに際して有力者の率先誘掖して設置したる貸附金庫等の數實に尠からずとす

然れども經濟上大變遷の趨勢は益其の勢を加へ豪富者の新機

關新組織を利用して營利の區域を擴張する勢は駭々として日に增長するも中産以下の人民は文明日新の經濟界に處するの道を得ること能はず區々たる惠恤的の組合若くは棄捐金に基き成立したる貸附金庫は其の資本に限ありて未以て細民經濟上の獨立及ひ進歩を計るに足らず社會の軋轢貧富の懸隔は更に底止する所を知るへからざるに至れり此の時に當り「ヘルマン・シユルチエ」なる者あり普國の撒遜州「デーリチユ」の小市に生れ區裁判所の判事より出て國會議員となり嗣て工業調査委員に選任せらるゝに及ひて深く當時小民の窮乏に瀕するを憐み以爲らく中産以下人民の自由交通の經濟界に處して啻に豪産者と共に其の惠に依る能はざるのみならず自助の精神漸々衰耗して終に自治制の危殆を來し窮民の數日に増加するものは

畢竟中産以下人民の自由交通の經濟界に處すへき獨立自治の經濟機關を有せざるに由るものなり之を濟ふの道は獨り完全なる自助自治の新團躰を設立するに在るへしと是に於て孜孜之か畫策に従事し遂に千八百五十年四月「デーリチユ」市に於て自助の原則を基礎としたる一の信用組合を創設したり是れ即ち歐洲信用組合の嚆矢なり

「シユルチエ」氏の信用組合を創設するや或は目するに社會黨を以てし政府及社會の間に在りて頗る艱難に遭遇せりと雖終に能く百難を排して其の大業を遂げ歐洲諸國をして社會問題の亦能く救治すへきを悟らしめ延いて世界國を立つる者をして豫め茲に鑑みて防衛の策を講ずるを得せしめたるは其の功德至大なりと謂はざるへからず「シユルチエ」氏の方法に倣ひ爾來

歐洲諸國の間に設立せられたる信用組合の情況概ね左の如し  
(一) 英國 千八百八十九年諸種の組合にして組合中央部に營業の成績を報告したるもの總計千五百十五箇組合員百五萬四千九百九十六人資本運轉額四千二十二萬五千四百六磅純益金三百七十七萬五千四百六十四磅組合員持分拂込額千百十九萬九千九百三十四磅なり但し其の中信用組合のみに係るもの幾何なるや未だ詳ならず

(二) 佛國 千八百七十五年より八十七年に至る間に巴里に設立したる生産組合六十六箇其の他は全國を通して信用組合二十箇消費組合八百箇農業上の原料買入組合七百箇あり

(三) 獨國 千八百八十九年の調査に據るに信用組合三千四百六十七箇にして其の中組合中央部へ營業の成績を報告せしもの千二箇あり此の千二箇の組合のみにても同年に於て組合員

四十九萬人組合員持分一億九百萬「マルク」準備金二千六百萬「マルク」貸付金十五億「マルク」あり

(四) 奧國 千八百八十八年に於て信用組合は登記したるもの千二百五十七箇登記せざるもの(法律制定前に成立したるもの)百六箇あり而して此の登記したる組合は組合員五十三萬五千人組合員持分二千九百三十萬「フロリン」準備金千二百萬「フロリン」貸付金二億五千六百萬「ロリン」を有せり

(五) 伊國 千八百八十七年の統計に據るに信用組合六百有餘箇にして其の固有資本は一億四百萬「リラ」に至れり

(六) 露國 未だ最近の統計を得ずと雖も千八百八十一年に於て既に組合の數七百三十五箇組合員十九萬四千百三人固有資

本六百八十二萬九千三十九「ルーブル」外資四百二十萬三千四百三十二「ルーブル」貸付金千二百四十二萬九千六百二十五「ルーブル」資本運轉額六千五百二十四萬五千五百七十七「ルーブル」に達せるを見れば現今の盛況推して知るへし

(七) 白國 千八百八十八年の統計に據るに全國十七箇の信用組合ありて組合員九千八百二十四人組合員持分二百萬「フラン」に達せり

(八) 和蘭國 千八百八十八年の統計に據るに信用組合十一個消費組合三十三個生産組合九個建築組合十六個總計六十九個なり

此等諸國の外丁抹、瑞西、北米合衆國に於ても亦輒近漸く發達すと雖も今統計の之を徵すへきものなし

### 本邦の信用組合

我國封建の時代に在りては歐洲諸國に行はるゝか如き純然たる信用組合の制固より之なしと雖も稍類似のものは往々にして之あり就中彼の駿遠參其の他二三の地方に行はるゝ報徳社の如きは頗る發達して經濟上に於ける効益亦鮮なしとせず唯其の制たる専ら封建時代の階級制度に應じて設けたる經濟組織なるか故に社會の形勢一變して自由交通を原則とする今日の經濟界に在りては其の効益昔日の如く大ならざるのみ其の他全國に涉り設立する貯金又は慈善の目的に出る組合は頗る多數なりと雖も信用組合の種類として認むべきものあるを見ず但予輩か前に大要を示したる方法を以て起りたる信用組合

は今や方に發達の緒を開き漸々各地方に其の設立を見るに至れり静岡縣下掛川町の信用組合は實に我が國信用組合の嚆矢にして初め勸業資金と稱する共同の財産ありしを明治廿五年七月共有者總會の決議に依り信用組合の制に改め組織せり掛川信用組合に次きて設立したるものは同縣下見附町の見付報徳社聯合信用組合にして報徳社員組織する所に係り同年九月を以て其の定款を確定せり

其の後續て同縣下に設立せられたる組合は左の如し  
静岡縣 田方郡 三島町信用組合、 函南村信用一四組合、  
三島町三島信用組合、

全 富士郡 大富村報徳積善社信用組合

全 菴原郡 菴原村雀田信用組合、 西河内村信用五盟

組合

全 安倍郡 静岡市札辻町有渡安倍信用組合、 服織村

全 藁科信用組合、 南藁科村信用組合

全 志太郡 藤枝町志太益津信用組合

全 榛原郡 勝間田西川信用組合、 相良町相良信用組

合、 萩間村信用組合、 相良町榛原城東南部信用組合

全 小笠郡 西郷村西郷信用組合、 大須賀村城東山名郡信

用組合、 全上南遠信用組合、 相草村小口有志積立金組合、

全 全上川野信用組合、 土方村土方信用組合

全 磐田郡 下阿多古村下阿多古積金信用組合、 龍池

村龍池積金信用組合、 南御厨村南遠信用組合、 同上新

出信用組合、 中泉町中遠信用組合、 山名町川井信用組



合

全 濱名郡 濱松町濱松信用組合、入野村高塚信用組  
 合、白脇村農事信用組合、中郡村遠江中郡信用組合、  
 曳馬村共立信用組合、都盛村芳川信用組合、曳馬村曳  
 馬信用組合、

全 引佐郡 氣賀町信用組合、都田村都田信用組合

又山形縣下にも廿六年以來五六の信用組合を設立せり小松町  
 の第一信用組合は全年一月を以て糠目信用組合は四月を以て  
 小松第二信用組合は六月を以て起り續て米澤信用組合及楯岡  
 信用組合の設立あり殊に小松信用組合の如きは基礎確實にし  
 て資本も亦著く増加せり

其の他各縣に在りて栃木縣下の矢板信用組合、傘松信用組合、中

村信用組合、姿川村大字上欠下信用組合、熊本縣下の佐敷信用組  
 合、岡山縣下の出部村信用組合、京都府下の湊村字湊宮信用組合  
 久美濱町字新町信用組合等相次ぎて設立せられたり而して東  
 京市の貸資協會朽木縣下の栗野信用組合の如き目下創設中に  
 屬するもの亦鮮からず

以上既設の組合にして予輩の報告を得たるもの凡そ五十二あり  
 設立後日尙淺くして未其の成績を審にせずと雖も其の中時  
 々計算報告を寄する所の數個の組合に就て之を視れば概ね組  
 織鞏固にして將來望を屬するに足るものあり但予輩の此等既  
 設の組合に對して特に注意を促さんと欲するものは其の定款  
 に於て各組合員に多數の持分口數を有することを許し持分口  
 數に依り表決權に等差を設け殆んど株式會社の如き組織を採

れること。是なり此の如きは貧者をして依然富者の壓制を受けしむるものにして其の結果は少數の持分を有するものをして自ら組合に對して不満を懷かしむるに至り終に他日紛議の因となるを免れず信用組合は自助自治の精神を本とし組織するものなるか故に苟も組合の議決に關する事は貧富の別なく平等に其の權利を有せしめ組合に對する感情をして常に其の一家に於けるか如くならしめざるへからず且つ將來我國に於て信用組合に關する法律を制定するに至らば恐らくは此の類の規約を設くることを許さざるべきを故に斯る規約を設けたる信用組合は今より之を更むるを可とす

終りに臨んで予輩は尙組合中央部設立の事を一言せんに既に上にも云へる如く我邦の信用組合は設立日尙淺しと雖も現今

組合の數凡そ五十餘に達し其の事業も亦次第に發達するものゝ如し此の時に當り聯合中央部を設けて一方には互に其の經歷する所に就て利害を研究する紹介所となし一方には組合全躰の利害を代表する機關となさは内に在ては組合の發達を助け外に在ては組合全躰の利益を保護せしむるを得へし獨逸に於ては一大中央部の設あり一の機關新聞を發行して各組合の聯絡を介し且つ議院及輿論に對して組合の利害を代表す此の他獨逸に於ては組合銀行を設けて各組合營業資本の過不足を平均し且つ其の發行したる爲替手形を割引せしむ我が國組合の現狀に在て未だ此の如き必要を見すと雖も早晚又其の必要を見るの時期に達すへし

附 錄 參 照

傘松信用組合定款

凡そ人の此の世に生るゝからは衣食住に不足せずしてその身に相應の生活をなし父母を養ひ子孫を育て天年を全うせんことを謀らざるへからず人は萬物の靈といひて世にある物の中にてこれほど賢く又貴き者なし、それは唯才智の萬物に優れたるのみにあらず、其天性忠孝の道を辨へ信義を重し國を立て家を治めて人の人たる道を盡すか故なり、されど國には租税あり家には衣食の費あり親戚朋友に交るにも皆夫々の費用なくては濟まず、若し此等に充つへき備のなからんには人の人たる道もまた盡す事能はざるへし、故に此の備を足さむには何人にて

も常に夫々の業務を力め須臾も怠るまじきなり、さて如何なる産業にても物を造り出さむには天然と勞力と資本との三を欠くへからず、田畑の作物も日光を受けされば生長せず、鋤き耕へし肥料を入れされは實る事なし、されはよしや豊なる天然の土地を備へ、倔強なる勞力を出たしても、若し資本なかりせば之を用ふるどころなかるへし、ましてや日に月に進み行く今の世にありて新なる機械方法を用ふる者は、愈々富み榮え之を用ふる能はざる者は世にも、後れ行きて終には貧困のきはまりに沈み果てぬへし、然るに是れ皆資本の有ると無きとに由る事にて、何事も資本の支配を受けざるへからざる世に在りては是非もなき事なり、されと貧しき者は、抵當とすへき物なければ資本を借るの道なくよし、借り得るも利子貴くては、損益償はざる

へしゆゑに、低利にて返済期限切迫ならざる資本を得へき道を求めむことは、小民の産業にとりて急務なりと謂ふへし、然して斯くの如き資本を得るの途は、信用組合の法を設くるに如くものなし、信用組合は、多人數相集りて組合をなし、少額の錢を持寄りて之を一にし、互に借り合ひ貸し合ふものにして、各人にとりては、誠に僅の高なれども、集めて一とすれば、一廉の資本となりて之を借り得たる人は、耕作の肥代ともなし、養蠶の桑代ともなし、て少からぬ利益を得へし、然るときは、貧しき者も容易に資本を得るの道ありて、各々應分の生活を遂げ、人たる道を盡すことを得へし、是れ資本に乏しき小民の爲には、信用組合の最も必要なる所以なり。

又此の定款は、箇條も少からず、且つ婦人などには、解し難き事柄

も多ければと今の世の中の法律は追々繁密となり行きたれば組合の規約も是に伴ひて定め置かされは何事か起りたる日に至りて差支ふることもあるへし、因りて此の定款は組合方法の簡略を旨とせるにも拘はらず稍々精密に定めたり。

抑々信用組合は自ら助くるの旨意にて成立つものなるか故に組合員は皆自ら組合の事務を執るか如き意思にあらされは十分なる結果は得難きものなれどもさりとして一々定款の箇條を諳し明めんは組合役員にこそ必要なるへけれ通常の組合員には左まて要なき事なり、畢竟月々の懸金を滞なく拂込み怠りなく業務を営みて持分の金高を殖しなは信用自ら愈増して容易に資本を借り受くることを得て愈々營業の便を得へし、其の他は總會に於て役員を選ひ其の年の勘定を調査し又は議題に上

りたる事柄に對して可否を言ふまでにて組合員の務は足るへし。

茫々たる大海の水も元は溪間の一滴なり、穂に實る粟粒も之を積みめはこそ幾萬石ともなるなれ、唯慎みて無用の費を省き一錢にても積立て、其業務に用ひなは家も何とてか富まさらむ國も何とてか榮えさる事のあるへき。

明治二十七年

平田 東助識す

明治二十七年九月二十七日傘松信用組合は栃木縣那須郡湯津上村字蛭田に總會を開き左の定款を議定す

傘松信用組合定款

第一章 組合の目的及組織

第一條 本組合は組合員に其の業務上要する所の資本を貸付け及貯金の便宜を得せしむるを以て目的と爲す

組合は別に存立時期を定めず

第二條 本組合は傘松信用組合と稱へ事務所は當分品川開墾社事務所を以て之に充つ

第三條 組合員は品川開墾地内に居住し又は同地耕作に従事する者に限る其の他接近の處に住居し日常組合員と相交通する者は望に依り特に組合に加入を許すことあるべし

信用組合は相互の信用を第一とするものなれば組合員たる者はつれづれ互に其の人の性質や身代の都合をもほゞ知り合ひ居る人に限らざるべからず若しも組合員を多く集めんと思ひ又は頼みなき人を組合に加入させなば必ず組合のくつれる基なり

満二十歳に達し治産の能力ある者にあらざれば組合員たることを得ず

二十歳以下の者はまだ考へも定まらず組合員の寄合などの時所存を充分にいふこと能はず氣狂や臆庇にて自分に財産の取締の出來ぬ者を治産の能力なしといふ事にて此様な人は組合員に不相當なることいふ迄もなし

第四條 組合員たらんと欲する者は口頭又は書面を以て組合長に届出で其の認許を求めしむべし組合長認許を與へたるときは加入者をして組合員名簿に署名捺印せしむべし

組合長は認許を與ふる前役員會を開き其の協議を経ざるべからず

第二章 組合の資本金

第五條 組合の資本金は左の三種とす

第一 持分

持分は組合資本金に對する組合員の持高にして毎月一日五錢以上各員の資産に應じて拂込み二十五圓に達する迄拂込むものとす但し持分は一人に付五口迄を有することを得るといへども一口分の全額を拂終らざる間は次の口を有する事を得ず

又持分は除名の場合の外は組合存立の間之を拂戻さすといへども總會の決議を経て之を相續人に譲渡し又は組合員に賣渡すことを得

持分は組合員より毎月拂込む金にして一口を廿五圓と定め一人に付五口までは持つことを許しめいづの力に従ひて五錢以上いくらにても拂込むなり此の金は組合が貸出する元手となり組合員の方よりいふときは株金の如きものなり

又右の持分は下の第十三條第十四條第十五條により組合の籍をはふく時の外組合のあらん限り掛戻すことなしといへども組合員年老い又は外に已むを得ぬ事柄おこりて他國へ住居を移さればならぬ爲め組合を出んとするときは其の事から組合長に申出で組合長は又之を總會の相談に懸け而して本人の申出でたる相續人又は其の賣渡さんとする組合員本人に代はりて持分を所有するも差支なしと相談一決したるときは名まへ書かへを許すものとす

第二 準備金

準備金は各組合員加入の節拂込ましむべき加入金廿五錢を積立て之に毎年利益金の中より少くも百分の五つゝを加へ其金額持分總高の十分の一に至るまで積立るものとす

準備金は組合に積み立て置き萬一元金に損失を來し不足を生したる場合に當り補ひ足す用意に當つるなり

第三 貯金

貯金は組合員より預け入るものにして定期當座の二種とし利子の割合は役員會の評議に依り時々之を定む利子は拂込の翌月より起算し拂込前月迄之を付す

金庫の現在金高若し即時に貯金を拂戻すに不足なるときは預け人は役員の要求に應じ左の日割に従ひ拂戻延期を承諾せざるべからず

一二十圓以下七日迄 一二十圓以上五十圓以下二週日

一五十圓以上二百圓以下三週日 以上百圓を増す毎に一週日つゝを加ふ

第三章 貸付及利益配當

第六條 左の要件を具ふる組合員は貸付を請求することを得

第一 少くとも既に一回以上持分の拂込を爲したる事

第二 前に借受けたる貸付金は既に之を返還したる事

又組合の借入金に付き從來證人に損害を蒙らしめたること無き事

第七條 組合員は其拂込みたる持分高迄は貸付を請求することを得

持分拂込高に超ゆる金額は役員に於て信用程度表に依り貸付を爲すことを得

信用程度表は總會に於て三箇年の任期を以て撰擧たる五人の信用評定委員と

組合役員と協議して之を調製す

信用程度表は毎年一月新に之を調製し其の間に生ずる信用の變更は臨時之を

改正すべし

貸付金を組合員の拂込みたる持分高までに限り其の以上は貸付を爲さざる時は折角組合を設けたる甲斐あることなしされはめいくの組合員に對し濫許までの高を貸付くべきや是れ實にむづかしき事なり故に組合員の中より委員をえらみ其の人々の見込に従ひ組合員の平生の行き財産の都合を察し貸付を爲し得べきの金額を定めおくなり是を信用程度表といふ

第八條 貸付は組合員中より二人以上の保證人を立てしめ組合長に於て必要と

認めたるときは相當の抵當を出さしむることあるべし

貸付期限は當分一ヶ月以内とす

信用組合は互に信用する人々のあつまりて立たる組合なれば元より抵當を取らねばつなし然しその貸付たる資本をいよいよふなりわいの元手に使ふやいなやよく見届けざるときは信用組合の趣意も立ちがたく且つ組合の爲にも又組合員の爲にも損失をまぬかれがたしゆゑに貸付金を貸すときは必ず組合員の中より保證人を立てしめその金を無やくの事に使はずとこふりなく返済し得るやふになさしめ及萬一返済し得ぬ時は保證人より代りて納めしむるやうになし置かざるべからず

又貸付金は抵當を取らぬを本法とせしめその金高により又場合に依りては抵當をひつづつとするこなきにあらざるは是れ次のくたりの定めあるわけにして組合長の見込にまかすへきことなり

第九條 貸付金の利子の割合は時の模様により役員評議の上之を定む

第十條 毎年一月前年十二月までの収入支出を總計し利益金の中より貯金利子組合事務諸費及準備積立金を引去り残金を持分高に配當すべし  
利益配當金は持分満額に至るまでは總て其の中に繰入れ各組合員の手に分  
配せず

組合員の持分を成るべく早へ殖さしめんため且つ組合の本金を多からしめんために初はいたう金を總て持分の拂込に加へ持分の満がく廿五圓になるまで組合員の手に渡さざるなり

組合長は勘定摘要表を作り少くも總會一週日前に事務所内人の視易き場所に  
揭示し置くべし

第四章 組合員及總會

第十一條 組合員は役員を撰舉し總會に於て發言の權を有す

組合員は持分の多少に關らず總會に於て皆同一の權を有す

組合員は何時にてても組合事務所に出頭して帳簿の閱覽を請求することを得

第十二條 組合員は組合に對し其の持分高に應じ損害を分擔するの義務あり又

新に組合に加入する者は舊組合員と同一の權利を有し義務を負ふ

萬一組合の損を爲し準備金にてつくなふこ出来ざるまきは組合員めいく出金するの外なし此の出金のわりあては持分の口數により一口に付いくら定むるなり但し組合に加入の前後によりて差別あるこなき

第十三條 組合員若し役員の注意あるに拘らず三ヶ月以上持分の拂込を怠ると  
きは之を除名す

第十四條 組合員若し貸付金の返済を怠り又は利子を拂込まざるときは之を除  
名し負債金は其の持分金及其他の財産を以て償はしめ猶足らざるときは保證  
人をして之を辨償せしむ

第十五條 組合員犯罪又は其他の所爲に依り痛く信用を失ふことあるときは總  
會の決議に依り之を除名す

第十三條第十四條第十五條は除名の事を定めり信用組合は信用をもととして成り立つものなれば持分を拂こまず貸付金を返  
さす又は其利子を拂はざるものは既に信用を欠きたる者故之を除名するなり又何が罪を犯し其の外惡しき行狀あるときは之  
を除名するをよしとすれども其の罪も行もさひきはめずして直に除名するはおたやかならざる事なる故に先づ總會に於て  
衆ひよをつくすなり

第十六條 組合員死亡し其の持分を相続する者なきとき又は第十三條第十四條  
第十五條に依り除名したるときは二ヶ月以内に其の持分を拂戻すべし但し準  
備金及其他組合の財産は之を分配せず



死亡者の相続人及除名者は組合除籍の以前に係る組合の損失に對して分擔の義務を負ふ

組合員死亡して其の持分をつぐ者なき故又は第十三條第十四條第十五條に依りて組合員の名前をばぶく時は是まで拂込みたる持分に定められたる持分を付けて二ヶ月の内に拂もぐすといへども準備積立金や其の外の財産は割戻すことなし  
又名前をのぞかれたる組合員といへども其の以前は正當の組合員なるが故に名前をのぞかるゝ日までの利益と損失とは外の組合員同様にばいたうを受け又はばふたんなすべき者なれど斯くするときはあまり手數なる故に此のきそくは組合の爲めを思ひ名前を除きたる年の利益はばいたうせぬ事となしたり而して損失の方ばかり分たんとせたるは若し組合にひとりの事ありて損を爲したる時其の損の割前をまわかれんとしてわざと持分の拂込をせず組合を出んこくばだてることもならざらざる限り依て之を防がんが爲めに損失の場合に分たんとせざる事にしたるなり

第十七條 總會は定期總會臨時總會の二種とす

定期總會は毎年一月之を行ひ前年の決算報告を檢査し其年の豫算を議定し役員及委員を撰舉し組合定款其の他の規則を議定す

臨時總會役員多數に於て之を必要と認めたるるとき又組合員五分の一以上の請求あるとき之を開く

總會の議事は組合長又は其の代理者議長となり過半數に依り之を決す又出席員の數組合總員三分の二に満たざるときは議事を開くを得ず

過半數とは總會に出席したる人の半數以上同意する場合をいふものなりたゞは意見三通りに分れば彼是を多くらべて多しとするが如き多數をいふにはあらず  
總會決議の事項は之を議事録に載せ議長及書記之に署名捺印すべし

總會には組合員の外他人をして代理せしむることを得ず

第五章 役員

第十八條 組合に左の役員を置く

- 一 組合長 一人
- 一 會計役 一人
- 一 監査役 三人
- 一 書記 若干人

但會計役は時宜により之を置かざることを得此の場合に於て會計役の事務は組合長之を兼ね

組合長會計役及監査役は總會に於て匿名投票に依り最多數を得たる者を以て之に任す若し同數者あるときは抽籤を以て之を決す其の任期は三年とし期満つれば再撰することを得

監査役は豫め抽籤して順序を定め毎年三分の一づゝ退任す任期中辭任し又は死亡したるものあるときは前の撰舉に於て次點多數を得たる者を以て其の殘餘の任期間に任す

監査役は三年のつぎめ年限なれども初期の時ばつづかに一年又は二年にてつばる事となる是れ三年目に至り三人一時には  
るときは今度其の代はりに出る人々皆新規にて是までの成りゆきもよくわからず組合の爲に不都合なれば已むを得ずかく定  
むるなり

第十九條 組合長は組合を代表し又總會及役員會の決議を執行す凡て組合の名  
を以てする書類には某信用組合と記し組合長の氏名を附記し組合及組合長の  
印を捺すべし

組合長は總て組合の事務を指揮し會計役及書記を監督す

第二十條 會計役は金庫を主管し收入支出を帳簿に記入し毎月小勘定をなし毎  
年末に至り總勘定を爲す

第二十一條 監査役は組合事務の成績及會計を検査して總會に報告す

第二十二條 組合長及監査役は無給とし事務の繁閑に隨ひ相當の報酬を贈與す  
會計役及書記は月俸を給す

第二十三條 組合長會計役及監査役は其の職務上過失懈怠によりて生したる損  
害に對しては連帶責任とす其の各自の過失懈怠によるものは各々其の責に任  
ず

組合長會計役監査役の三通りの役人はさもなくば相談して組合の爲にはたらく人々なれば其の役目のおもきかはり其の責も  
重したるへ組合長又は會計役のあやまちにても其の横目役たる監査役のまなこ明らかならば組合の損さならずしてすむべく

又監査役のあやまちにて組合長會計役にして注意ゆきまじき居らば組合の利益をそのはすしてすむべしさればいつれのあ  
やまちも三役互に其のせめか分つこゝ當然なるべし但し豫しめ相談もせず又は規則にそむきておこなひたる事からより生し  
たる損害は是れは其の役人たけにて責をおふ事もちろなり

第二十四條 組合長會計役及監査役は共に役員會議を開き組合に必要な細則  
を規定し其の他重要な組合事務の執行に付協議をなすべし

第六章 附則

第二十五條 定款の改正又は組合の解散に關する議事は組合總員三分の二以上  
の多數にあらざれば可決することを得ず

第二十六條 組合解散するときには總會に於て二人以上の精算人を撰擧すべし精  
算人は組合の財産及負債高を取調べ先づ負債を償却したる後其の財産を各組  
合員の持分高に應じて配分すべし若し仍ほ未済の貸付金あるときは返金次第  
割渡すべし精算人は組合役員と同一の權利を有し義務を負ふ  
組合は精算終局に至るまで繼續するものとす

明治二十九年三月十八日印刷  
明治二十九年三月廿三日發行  
明治二十九年八月廿日增補印刷  
明治二十九年八月廿日發行

版權所有

定價金拾五錢

著者 品川彌二郎

著者 平田東助

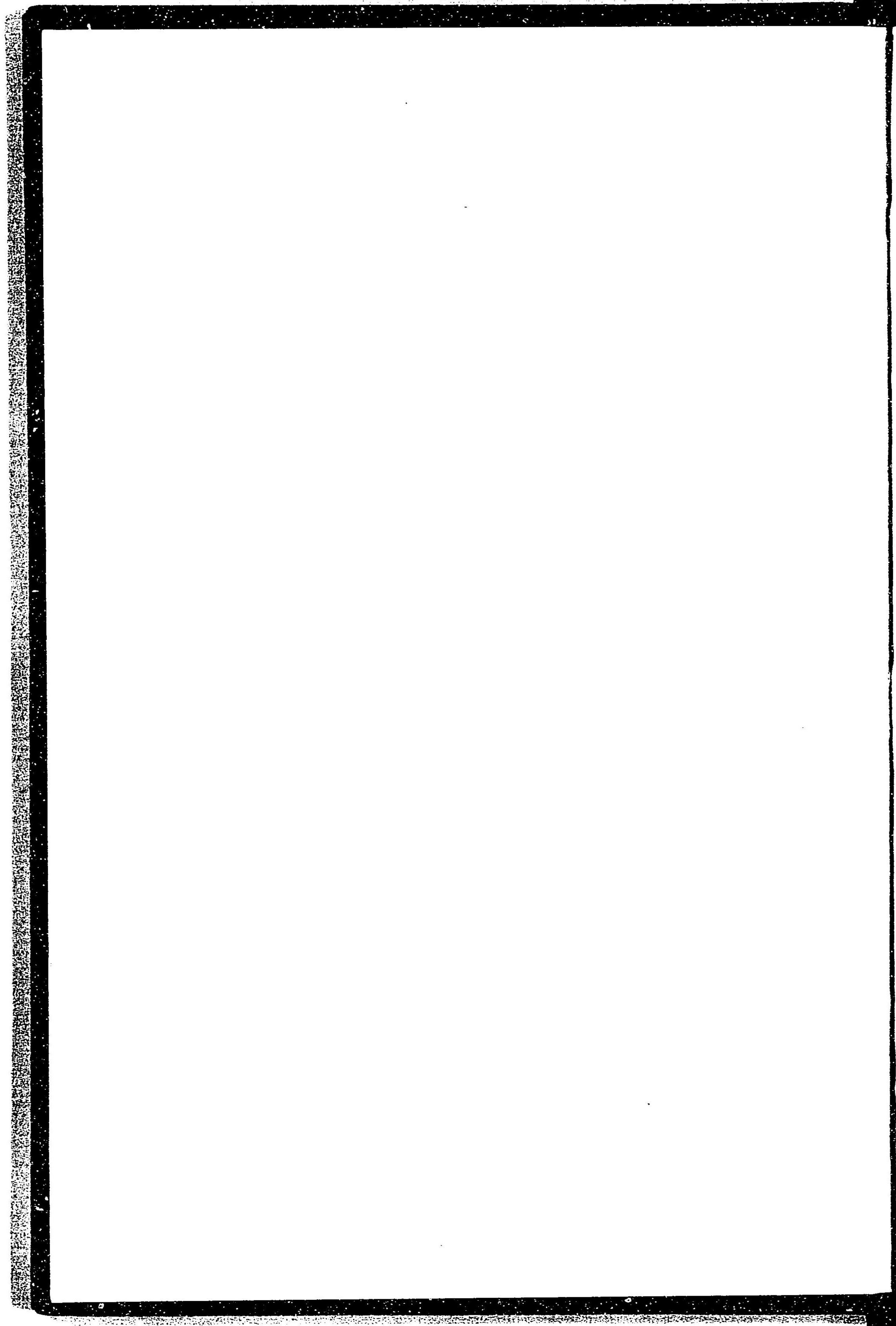
發行者 大橋新太郎

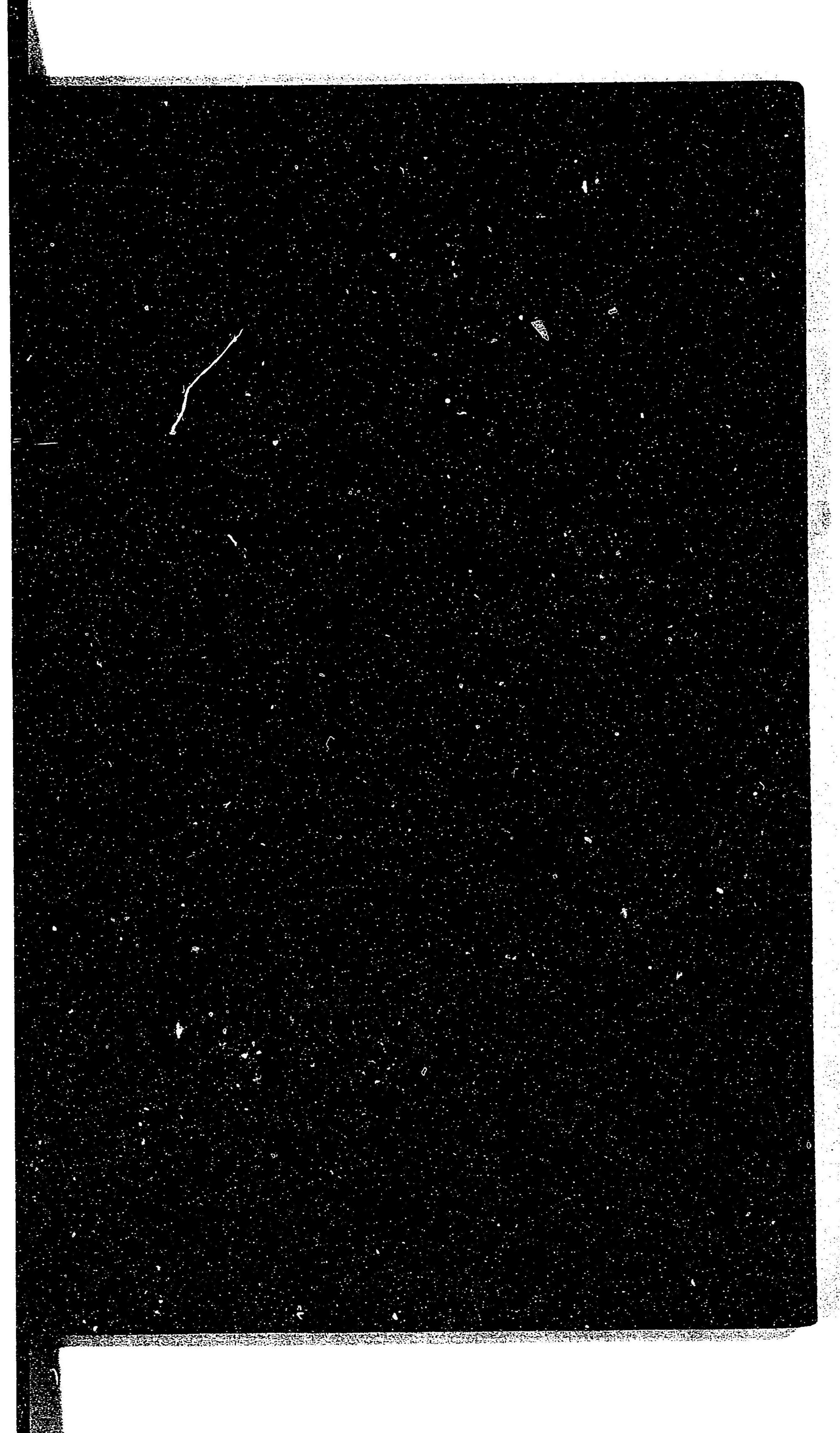
印刷者 愛敬利世

印刷所 株式會社 英舍

東京市日本橋區本町三丁目

發行所 博文館





40  
248b

(M)

041136-000-1

40-248口

信用組合提要

品川 弥二郎

平田 東助 / 著

M29.8

BDF-0295

